

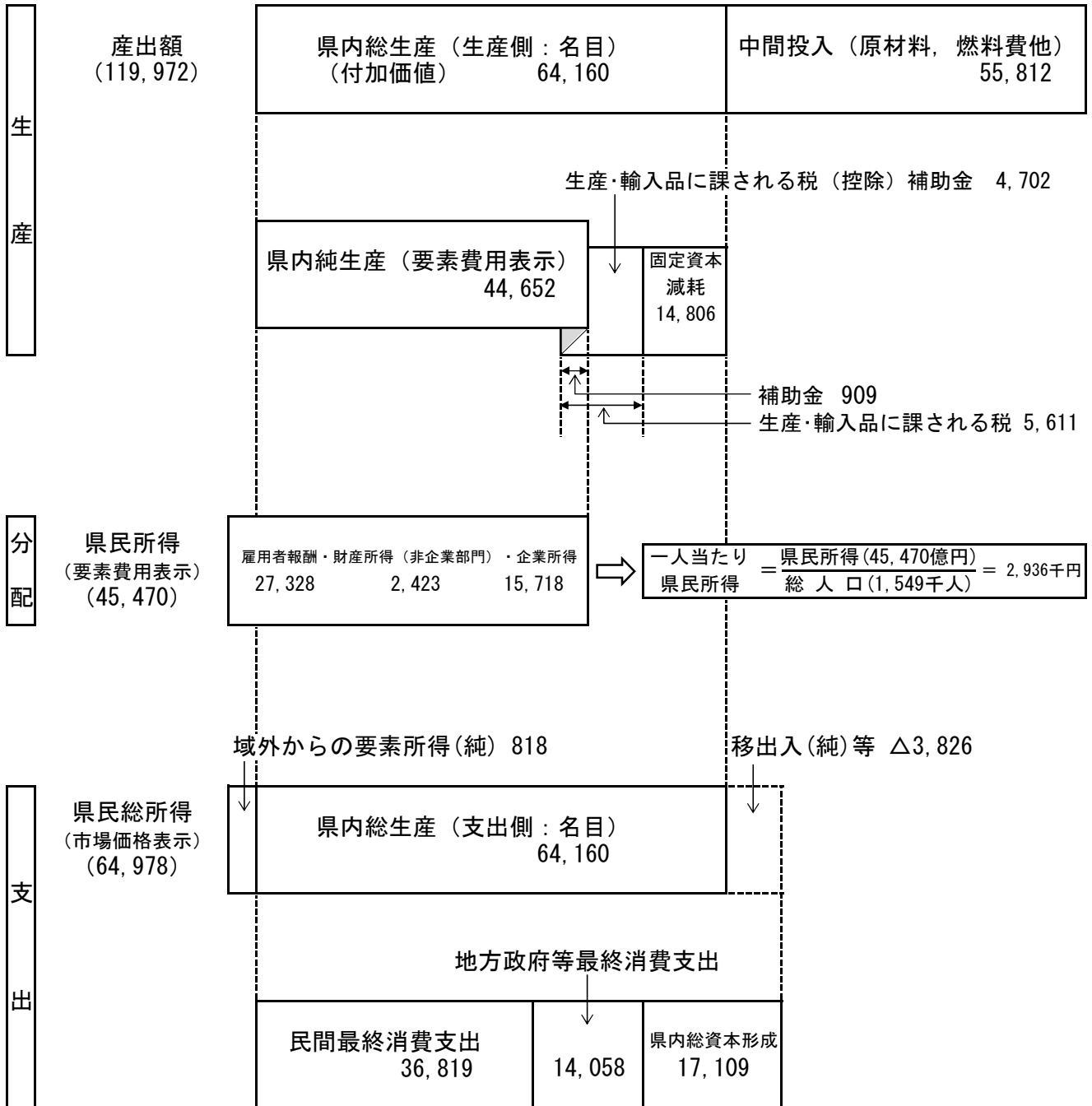
第 4 編

県民経済計算の概念と内容

- I 県民経済計算の概念相互関連図
- II 県民経済計算の概念
- III 基本勘定
- IV 主要系列表
 - 1 経済活動別県内総生産
 - 2 県民所得及び県民可処分所得の分配
 - 3 県内総生産（支出側）
- V 付表

I 県民経済計算の概念相互関連図（令和5年度）

（単位：億円）



※四捨五入により，合計等は必ずしも一致しない。

（参考） 本県の経済，人口の規模（全国に占めるシェア）

経済規模 （令和5年度，名目）	県内総生産 (64,160億円)	国内総生産 (5,951,843億円)	= 1.08%
人口 （令和5年度）	県総人口 (1,549千人)	国総人口 (124,341千人)	= 1.25%

（資料）国値：内閣府「令和5年度国民経済計算年次推計」

II 県民経済計算の概念

1 県民経済計算とは

県民経済計算とは、県経済について一定期間（通常1年間）の生産活動により新たに生産された付加価値総額（最終生産物）を貨幣評価したもので、これはこの生産活動に参加した諸要素（労働・土地・資本）の所得となり、次いで消費又は投資などに支出される。

2 県民経済計算のねらい

県民経済計算は、県民経済の循環と構造を、生産、分配、支出の3面にわたり記録することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として行財政運営に資することを目的としている。併せて、国民経済における県民経済の位置を明らかにするとともに、各県民経済相互間の比較を可能とすることにより、国民経済の地域的分析を可能とするものである。

3 基本的な概念

(1) 県民経済計算における付加価値

県民経済計算における付加価値とは、1年間に県の居住者の生産活動によって新たに生み出された純生産物（最終生産物）の価値を貨幣価値で評価したもので、それはまた、この生産に参加した労働、土地、資本などの各生産要素の所得（分配）となり、次いで消費又は投資（支出）にあてられる。

県民経済計算ではこの付加価値を、それが発生する「生産面」から把握しても、各生産要素の所得となる「分配面」から把握しても、それをまた消費又は投資にあてる「支出面」から把握しても全く同じ値となる「三面等価の原則」の概念に基づいている。

(2) 県内概念と県民概念

県民経済計算の経済取引は、その主体がその県の居住者であるか、非居住者であるかによって、また、取引の発生が県内であるか、県外であるかによって、区分して記録する。県内及び県外は行政区域に対応する。

財貨・サービスの生産に関する勘定は、県内で行われる全ての生産を記録する。従って、生産に関する勘定は県内概念により構成される。企業には本社、工場、支店、営業所等があり、それらが複数の県にまたがる場合がある。この場合、企業の経済活動から発生する付加価値を、1つの県（例えば本社所在県）にのみ帰属させることは適当ではない。事業所を単位の基礎としている県民経済計算では、事業所が所在する県にそれぞれ経済活動の成果が帰属すると考える。

県内総支出に関する勘定において、民間最終消費支出及び移出入等については、居住者たる家計が県外で直接購入を行うこと等を踏まえ、県民概念で記録する。一方、地方政府等最終消費支出、総固定資本形成等は、県内生産と一体的に捉えられるため、県内概念による。

これに対し、県民所得に関する勘定においては、居住者の全ての所得を取り扱い、それが県内で発生したかどうかを問わない。すなわち県民概念に基づく。居住者は、県内の生産及び県外の生産への参加あるいは資産の貸借の結果として、雇業者報酬、財産所得、企業所得等を受け取る。逆に、県内の生産から生ずる所得のうちのある部分は、非居住者に支払われる。このように、生産への寄与により居住者に帰属する県民所得は、県内生産から発生した県内所得とは一致しない。

(3) 総（グロス）概念と純（ネット）概念

建物、機械設備などの固定資産は生産の過程において消耗していく。この消耗の価格分を固定資本減耗といい、減価償却費に資本偶発損を加えたものである。減価償却費は構造物、設備など有形固定資産の摩耗、損傷などに対応して、耐用年数経過後の更新のために積み立てられる資金を指す。資本偶発損は、事故や災害などによって生じる損害で通常に予想される額に対応するものである。

付加価値の評価に当たって、この固定資本減耗を含むものを「総（グロス）概念」といい、控除したものを「純（ネット）概念」という。

(4) 市場価格表示と要素費用表示

市場価格表示とは、文字どおり市場で取引される価格による評価方法である。生産段階では生産者価格が、他の取引段階では購入者価格が用いられる。

一方、要素費用表示とは、各商品の生産のために必要とされる生産要素（労働、土地、資本）に対して支払われた費用（雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗）による評価方法である。要素費用表示は、生産者価格から生産・輸入品に課される税を控除し、補助金を加算したものに等しい。

県民経済計算では、経済活動別県内純生産と県民所得は要素費用で表示し、その他は市場価格で表示している。

(5) 名目値と実質値

県民経済計算は、その評価基準として当該年度の時価を採用している。このため、各年次の計数には、物量的な増減分のみでなく物価変動から生じた見かけ上の増減分も含まれている。

このような名目値では経済の実質的（物量的）な発展や成長が把握できないため実質化を行う。実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせるにより数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

なお、本県では、経済活動別県内総生産（生産側）及び総生産（支出側）については名目値及び実質値を推計しており、県民所得は名目値のみを推計している。

(6) 取引主体の分類

県民経済計算のように、マクロ集計量を取り扱う勘定体系においては、行動の原理が異なる個々の経済主体を同質のグループに集約し、グループごとに勘定を作成する。SNAでは異なる2つの観点から経済主体を分類する2重分類をとる。

第1は、事業所を生産単位として見た場合に、主として生産に使用する技術の同一性によって分類する経済活動別分類である。事業所とは、1つの場所で、ある特定の生産活動を行う企業あるいは企業の一部をいう。

第2は、制度単位を分類する制度部門別分類である。制度単位とは、自らの行動について、自身が法的責任を有し、自身のために資産を所有し、負債を負い、自らの意思で経済活動に従事し、他の制度単位との取引を行う主体をいう。

ア 経済活動別分類

SNAにおいては、財貨・サービスの生産及び使用についての意思決定を行う主体の単位として「事業所」が位置付けられており、これらを同質的なグループに分類したもののとして「産業」がある。より具体的には、事業所ごとに、その事業所の主要な生産物（主産物）に着目し、同じ主産物を生産する事業所を一つの産業と分類する。また、事業所が主産物以外に副次的な生産物を生産している場合があるが、その場合も、あくまで同じ主産物を生産する事業所をグルーピングして一つの産業とする。このため、各産業の生産物には、主産物のほかに複数の副次的生産物がありうる。

2008SNAにおいては、この産業の分類は、国連が作成する国際基準である「国際標準産業分類」の改定第4版（ISIC Rev.4）によっている。JSNAと同様県民経済計算においては、SNAにおける「産業」については、「経済活動」と呼称しており、その分類は「経済活動別分類」と呼ぶ。この経済活動別分類は、2011年（平成23年）基準以降については、大分類レベルで可能な限りISIC Rev.4と整合的なものとなるよう設定されている。

事業所は、「市場生産者」と「非市場生産者」にも分けられる。

「市場生産者」とは、経済的に意味のある価格（生産者が供給しようとする量と購入者が需要する量に意味のある影響を及ぼす価格）で生産物のほとんど、又は全てを販売する生産者である。「非市場生産者」とは、無料又は経済的に意味のない価格（生産者が供給しようとする量にほとんど、あるいは全く影響を与えず、また需要される量にもごくわずかな影響しか与えない価格）で供給される生産物の生産者であり、「一般政府」と「対家計民間非営利団体」が該当する。

※ JSNAでは、売上高が生産費用の50%を下回る場合に、経済的に意味のない価格とみなすことになっている。

イ 制度部門別分類

制度単位は、①非金融法人企業、②金融機関、③一般政府、④家計（個人企業を含む）、⑤対家計民間非営利団体の5つに区分される。

① 非金融法人企業

非金融法人企業は、全ての居住者のうち、非金融の市場生産に携わる法人企業、準法人企業及び非営利団体からなる。

法人企業としては、営利社団法人（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）、特殊法人等の一部が含まれる。準法人企業とは、法人企業ではないが、基本的にこれと同様に自律的に意思決定を行う主体を指し、海外の企業の国内支店や、国の特別会計の一部等が含まれる。市場生産に携わる非営利団体として、医療サービスを提供する医療機関（医療法人のほか、大学の附属病院や一部の独立行政法人を含む。）や、介護保険による介護サービスを提供する介護事業者、更には経済団体が含まれる。

非金融法人企業は、政府による所有・支配の有無に応じて、民間企業か公的企業に分かれる。①政府が議決権の過半数を保有している、又は、②取締役会等の統治機関を支配している（過半数の任免権を持つ）のいずれかを満たす場合には、公的企業（公的非金融企業又は公的金融機関）に分類し、そうでない場合は民間企業（民間非金融法人企業又は民間金融機関）とする。

なお、公的企業の子会社のうち、政府諸機関の分類対象でないものについては、基礎統計上の制約から、公的企業には含めていない。

② 金融機関

金融機関は、全ての居住者のうち、主要な活動が金融仲介業務及びそれを促進する業務である法人企業及び準法人企業に加え、非金融法人企業の場合と同様、金融的性格を持つ市場生産に従事する非営利団体も含まれる。また、政府の所有・支配に応じて、民間金融機関か公的金融機関に分かれる。

2011年（平成23年）基準以降、2008SNAを踏まえ、市場における活動や負債の流動性に応じて9つの内訳部門に区分される。具体的には、中央銀行、預金取扱機関、マネーマーケットファンド、その他の投資信託、公的専属金融機関、保険、年金基金、その他の金融仲介機関、非仲介型金融機関からなる。

③ 一般政府

一般政府には、中央政府、地方政府及びそれらによって設定、管理されている社会保障基金が含まれる。財貨・サービスの生産者という観点では非市場生産者であり、かつ公的部門に属する機関からなり、政府により支配、資金供給され、非市場生産に携わる非営利団体も含まれる。

中央政府には、国の一般会計のほか、特別会計の一部、独立行政法人等の一部が含まれる。地方政府には、地方公共団体の普通会計のほか、公営事業会計の一部、地方独立行政法人の一部が含まれる。社会保障基金は、①政府により賦課・支配され、②社会の全体ないし大部分をカバーし、③強制的な加入・負担がなされる、という基準を全て満たすものであり、公的年金や雇用保険を運営する国の特別会計（保険事業特別会計）のほか、地方公共団体の公営事業会計のうち、医療、介護事業、公務員年金を運営する共済組合等が含まれる。

なお、中央政府（国）の出先機関及び中央政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「全国社会保障基金」という。）の事務所等は、事業所としてはその存在地域に立地するが、制度単位としての中央政府及び全国社会保障基金は、いずれの地域にも属さない擬制的な地域（以下「準地域」という。）に所在するものとする。地方政府及び地方政府によって設定、管理されている社会保障基金（以下「地方社会保障基金」という。）は、その地域に存在するものとする。

また、中央政府等の扱い変更により、地域区分の名称を次の様に使い分ける。地理的な区分は、「県内・県外」とし、制度単位による概念的な区分は「域内・域外」とする。ここで「域内」とは、自県の制度部門が所在とする概念上の地域であり、「域外」とは他県の制度部門及び中央政府等が所在とする概念上の地域である。「域外」のうち地理的には存在しない地域（準地域）に中央政府等を位置付ける。

今回の基準改定では、制度部門名として「中央政府等」、「地方政府等」の新たな名称を使用する。「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金であり、「地方政府等」は地方政府と地方社会保障基金である

④ 家計

家計は、生計を共にする全ての居住者である人々の小集団が含まれる。自営の個人企業（非法人企業）も含まれる。なお、個人企業の中には、自営農家等のほか、住宅の自己所有者（持ち家）分も含まれ、不動産業（住宅賃貸業）を営むものとして記録される。

⑤ 対家計民間非営利団体

対家計民間非営利団体は、政府によって支配、資金供給されているものを除き、家計に対して非市場の財貨・サービスを提供する全ての居住者である非営利団体が含まれる。具体的には、私立学校、政治団体、労働組合、宗教団体等が含まれる。

対家計民間非営利団体は、利益配分を行うことができない非営利団体のうち、非市場生産者かつ民間部門に属する機関から構成される制度部門と定義されるが、多数存在する非営利団体の個々について、市場性等を判断するのは事実上困難であり、こうした制約を踏まえて、JSNAと同様、県民経済計算においては、日本標準産業分類上、学校教育、宗教、労働団体等に属し、かつ経営組織形態が会社以外の法人又は法人でない団体について対家計民間非営利団体と位置付けている。

Ⅲ 基本勘定

1 統合勘定

「統合勘定」は、財貨・サービスの取引、第1次所得の配分・移転取引、資本取引及び域外取引を、制度部門を統合して記録し、一定期間における県の経済活動の結果を総括したものである。

(1) 県内総生産勘定（生産側及び支出側）

雇用者報酬（県内活動による） 営業余剰・混合所得 固定資本減耗 生産・輸入品に課される税 （中央政府，地方政府） （控除）補助金（中央政府，地方政府）	民間最終消費支出 地方政府等最終消費支出 県内総固定資本形成 在庫変動 財貨・サービスの移出入（純） 統計上の不突合
県内総生産（生産側）	県内総生産（支出側）

この勘定は、県内における経済活動を総括する県内総生産を生産側と支出側から捉えるものである。

勘定の支出側は、県内の経済活動によって生み出された財貨・サービスのうち、最終需要にかかる支出を市場価格によって評価したものが県内総支出である。県内総支出の構成項目としては、民間最終消費支出及び政府最終消費支出（地方政府等に限る。以下、「地方政府等最終消費支出」という。）、県内総固定資本形成及び在庫変動並びに財貨・サービスの移出及び（控除）財貨・サービスの移入が示されている。

勘定の生産側は、県内の生産活動によって発生した付加価値を市場価格によって評価したものが県内総生産である。県内総生産の構成項目としては、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税及び（控除）補助金が示される。

県内総生産は生産側と支出側で理論上は同額となるべきものであるが、実際の推計の上では、それぞれの推計に用いられる基礎資料が異なるため、推計結果に不一致が生ずる。この計数上の差額を統計上の不突合として支出側に記録し、生産側と支出側をバランスさせている。なお、JSNAでは統計上の不突合を生産側に記録することになっている。

(2) 県民可処分所得と使用勘定

民間最終消費支出 地方政府等最終消費支出 県民貯蓄	雇用者報酬（県内活動による） 県外からの雇用者報酬（純） 営業余剰・混合所得 域外からの財産所得（純） 生産・輸入品に課される税（地方政府） （控除）補助金（地方政府） 域外からの経常移転（純）
県民可処分所得の使用	県民可処分所得

この勘定においては、域内で発生する第1次所得に県外からの雇用者報酬の受取（純）と域外からの財産所得の受取（純）並びに域外への生産・輸入品に課される税（中央政府）の支払及び域外からの補助金（中央政府）の受取を加算・減算することによって県民概念の第1次所得バランスが定義される。更に域外からの経常移転の受取（純）が加わって県民可処分所得が決まる。

県民可処分所得を構成するのは以下のものである。家計部門における雇用者報酬は県民概念のそれであり、雇用者報酬（県内概念）と、県外からの雇用者報酬の受取から県外への支払を差し引いた県外からの雇用者報酬（純）からなる。家計部門については、これに域内・域外からの財産所得の受取（純）、域内・域外からの経常移転の受取（純）が加わる。非金融法人企業、金融機関及び個人企業部門については、それぞれ営業余剰・混合所得に、域内・域外からの財産所得の受取（純）を加えた企業所得に、域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したものである。地方政府部門については、生産・輸入品に課される税（地方政府）、（控除）補助金（地方政府）、域内・域外からの財産所得の受取（純）、域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したものである。また、対家計民間非営利団体については、域内・域外からの財産所得の受取（純）と域内・域外からの経常移転の受取（純）を合計したものである。

なお、財産所得の受取（純）、経常移転の受取（純）について、すべての域内制度部門を合計すると、域内における受取と支払は相殺され、域外からの財産所得の受取（純）、域外からの経常移転の受取（純）のみを記録することになる。

県民可処分所得から、民間最終消費支出及び地方政府等最終消費支出を控除したバランス項目が県民貯蓄である。

(3) 資本勘定

県内総固定資本形成 （控除）固定資本減耗 在庫変動 純貸出（+）／純借入（-）	県民貯蓄 域外からの資本移転（純） （控除）統計上の不突合
資 産 の 変 動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

この勘定は、資本形成とその資本の調達とのバランスを制度部門について統合する資本勘定を示す。JSNAでは、「資本勘定・金融勘定」は、非金融面の資産等の取引による変化を示す「資本勘定」と、金融面の資産等の取引による変化を示す「金融勘定」とに分かれているが、県民経済計算では非金融面の資産等の取引による変化について記録する。

この勘定においては、右の「貯蓄・資本移転による正味資産の変動」側に県民貯蓄と域外からの資本移転（純）を記録し、統計上の不突合が控除される。左の「資産の変動」側には、総固定資本形成、（控除）固定資本減耗及び在庫変動が記録され、純貸出（+）／純借入（-）がバランス項目である。なお、土地の純購入について、すべての域内制度部門を合計すると、域内における受取と支払は相殺されて、統合勘定には記録されないことになる。

(4) 域外勘定（経常取引）

財貨・サービスの移出入（純）	雇用者報酬（受取）
雇用者報酬（支払）	生産・輸入品に課される税（中央政府）
財産所得（支払）	（控除）補助金（中央政府）
経常移転（支払）	財産所得（受取）
経常収支（域外）	経常移転（受取）
支 払	受 取

この勘定は、2011年基準以前における域外の視点に加え、域外の視点から記録されている。JSNAでは経常取引、資本取引及び金融取引に区分されるが、県民経済計算では経常取引について記録する。

経常取引は、財貨・サービスの移出（入）に加えて、雇用者報酬、生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府）、財産所得及び経常移転の受払が記録され、支払側の経常収支（域外）がバランス項目である。

2 制度部門別所得支出勘定

<非金融法人企業>

1 財産所得	6 営業余剰
(1) 利子	7 財産所得
(2) 法人企業の分配所得	(1) 利子
(3) 賃貸料	(2) 法人企業の分配所得
2 所得・富等に課される経常税	(3) 保険契約者に帰属する投資所得
3 その他の社会保険非年金給付	(4) 賃貸料
4 その他の経常移転	8 雇主の帰属社会負担
うち非生命純保険料	9 その他の経常移転
5 貯蓄	うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

<金融機関>

1 財産所得	7 営業余剰
(1) 利子	8 財産所得
(2) 法人企業の分配所得	(1) 利子
(3) その他の投資所得	(2) 法人企業の分配所得
a 保険契約者に帰属する投資所得	(3) その他の投資所得
b 年金受給権に係る投資所得	a 保険契約者に帰属する投資所得
c 投資信託投資者に帰属する投資所得	b 投資信託投資者に帰属する投資所得
(4) 賃貸料	9 純社会負担
2 所得・富等に課される経常税	(1) 雇主の現実社会負担
3 現物社会移転以外の社会給付	(2) 雇主の帰属社会負担

(1) その他の社会保険年金給付 (2) その他の社会保険非年金給付 4 その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金 5 年金受給権の変動調整 6 貯蓄	(3) 家計の現実社会負担 (4) 家計の追加社会負担 (5) (控除)年金制度の手数料 10 その他の経常移転 うち非生命純保険料 非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 法人企業の分配所得には、海外直接投資に関する再投資収益を含む。

<一般政府（地方政府等）>

1 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険非年金給付 (3) 社会扶助給付 3 その他の経常移転 うち非生命純保険料 4 最終消費支出 5 貯蓄	6 生産・輸入品に課される税（地方政府） 7 (控除)補助金（地方政府） 8 財産所得 (1) 利子 (2) 法人企業の分配所得 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 9 所得・富等に課される経常税（地方政府） 10 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担 11 その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転(市場産出の購入)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(注) 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

<家計（個人企業を含む）>

1 財産所得 (1) 消費者負債利子 (2) その他の利子 (3) 賃貸料 2 所得・富等に課される経常税 3 純社会負担 (1) 雇主の現実社会負担 (2) 雇主の帰属社会負担 (3) 家計の現実社会負担	7 営業余剰・混合所得 (1) 営業余剰(持ち家) (2) 混合所得 8 雇用者報酬 (1) 賃金・俸給 (2) 雇主の社会負担 a 雇主の現実社会負担 b 雇主の帰属社会負担 9 財産所得
---	---

(4) 家計の追加社会負担 (5) (控除) 年金制度の手数料 4 その他の経常移転 うち非生命純保険料 5 最終消費支出 6 貯蓄	(1) 利子 (2) 配当 (3) その他の投資所得 a 保険契約者に帰属する投資所得 b 年金受給権に係る投資所得 c 投資信託投資者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 10 現物社会移転以外の社会給付 (1) 現金による社会保障給付 (2) その他の社会保険年金給付 (3) その他の社会保険非年金給付 (4) 社会扶助給付 11 その他の経常移転 うち非生命保険金 12 年金受給権の変動調整
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前) 可処分所得 貯蓄率 (%)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前) 現物社会移転 うち現物社会移転(市場産出の購入)

- (注) 1 可処分所得 = (受取 - 12) - (1 ~ 4 の合計)
2 貯蓄率 = 貯蓄 / (可処分所得 + 年金受給権の変動調整)

<対家計民間非営利団体>

1 財産所得 (1) 利子 (2) 賃貸料 2 現物社会移転以外の社会給付 (1) その他の社会保険非年金給付 (2) 社会扶助給付 3 非生命純保険料 4 最終消費支出 5 貯蓄	6 財産所得 (1) 利子 (2) 配当 (3) 保険契約者に帰属する投資所得 (4) 賃貸料 7 雇主の帰属社会負担 8 その他の経常移転 うち非生命保険金
支 払	受 取
(参考) 支払利子 (FISIM調整前)	(参考) 受取利子 (FISIM調整前)

(1) 第1次所得の配分

雇用者報酬，営業余剰・混合所得，生産・輸入品に課される税（控除）補助金及び財産所得が第1次所得として，制度部門に配分される。

ア 雇用者報酬

「雇用者報酬」は，生産活動から発生した付加価値のうち，労働を提供した雇用者への配分額を指すもので，家計部門の受取にのみ記録される。県内の生産活動によっ

て発生した雇用者報酬は、県内概念による雇用者報酬として県内総生産勘定に記録される。これに対して家計に配分される雇用者報酬は、県民概念であり、家計の所得支出勘定に記録される。県民雇用者報酬は、県内雇用者報酬に県外生産活動に従事する県内居住者が受け取る雇用者報酬を加算し、県内生産活動に従事する県外居住者が受け取る雇用者報酬を控除したものである。

イ 営業余剰・混合所得

「営業余剰・混合所得」は、生産活動から発生した付加価値のうち、資本を提供した企業部門の貢献分を指すもので、制度部門としては、非金融法人企業、金融機関、家計（個人企業を含む）の三つの部門にのみ発生する。

営業余剰・混合所得は、大きく営業余剰と混合所得に分けられる。営業余剰は、生産活動への貢献分として、法人企業部門（非金融法人企業と金融機関）の取り分を含むとともに、家計部門のうち持ち家分の取り分も含む。一方、混合所得は、家計部門のうち持ち家を除く個人企業の取り分であり、その中に事業主等の労働報酬的要素を含むことから、営業余剰と区別して混合所得として記録される。

ウ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金

「生産・輸入品に課される税」は、原則として、①財貨・サービスの生産、販売、購入又は使用に関して生産者に課される租税で、②税法上損金算入が認められ、③その負担が最終購入者へ転嫁されるものを指す。これは、生産者にとっては生産コストの一部を構成するものとみなされるという点で、「所得・富等に課される経常税」や「資本税」とは区別される。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取としてのみ記録される。

「補助金」とは、一般的に、①一般政府から市場生産者に対して交付され、②市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、③財貨・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。制度部門別所得支出勘定では、一般政府の受取（控除項目）としてのみ記録される。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれず、資本移転に含まれる。また、一般政府内や対家計民間非営利団体に対する支払も、上記①を満たさないことから補助金には記録されない。

エ 財産所得

「財産所得」は、金融資産の所有者である制度単位が他の制度単位に対して資金を提供する見返りとして受け取る「投資所得」と、土地等の所有者である制度単位が他の制度単位に対してこれを提供する見返りに受け取る「賃貸料」からなる。財産所得の受払は、全ての制度部門に記録される。更に内訳として、「利子」、「法人企業の分配所得」、「その他の投資所得」（以上が投資所得）及び「賃貸料」に分かれる。

(2) 経常移転

「移転」とは、ある制度単位が、直接の対応物としてその見返りにいかなる財貨、サービス又は資産をも受け取ることなしに、財貨、サービス又は資産を他の単位に対して供給する取引として定義される。移転は、所得支出勘定に記録される経常移転と資本勘定に記録される資本移転とに区別される。このうち、経常移転は、資本移転とはならないすべての移転が含まれる。すなわち、支払側の資産の処分ではなく、経常的な収入の中から充てられ、また、受取側の総資本形成、土地購入又は金融資産形成の源泉となら

ない移転である。現物社会移転を除く経常移転は、所得・富等に課される経常税、純社会負担、現物社会移転以外の社会給付、その他の経常移転からなる。その他の経常移転は、非生命純保険料、非生命保険金、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。

ア 所得・富等に課される経常税

「所得・富等に課される経常税」は、主に、家計の所得に課される税、法人企業の利潤に課される税あるいは富に課される税であって、課税期間ごとに定期的に課されるものからなる。定期的に課されるわけではない相続税や贈与税は「資本税」と呼ばれ、資本勘定の「資本移転」として記録される。所得・富等に課される経常税は、一般政府の受取、非金融法人企業、金融機関、家計の支払に記録される。

所得・富等に課される経常税は、更に「所得に課される税」と「その他の経常税」に分かれる。所得に課される税には、源泉所得税、申告所得税、法人税、県民税（所得割・法人税割、配当割、利子割）、市町村民税（所得割・法人税割）、日銀納付金等が、その他の経常税には家計の負担する自動車関連諸税、事業税、県民税、市町村民税の個人・均等割等が含まれる。

イ 純社会負担

「社会負担」とは、社会保険制度から給付が支払われることに備えて、社会保険制度に対して行う現実又は帰属の支払を指す。このうち、雇主がその雇用者のために行う負担は、「雇主の社会負担」と言い、雇用者報酬に含まれる。また、雇用者本人が行う負担は、「家計の現実社会負担」と「家計の追加社会負担」からなる。

制度部門別所得支出勘定では、支払側では、社会負担すべてが家計部門のみに記録される一方、受取側では、社会保険制度のうち①社会保障制度に係る負担については、同制度を運営する一般政府（社会保障基金）に、②企業年金等の年金基金制度に係る負担については、同制度を運営する金融機関（年金基金）に、③無基金の社会保険制度に係る負担については、雇主部門に、それぞれ記録する。また、家計の所得支出勘定においては、家計が雇用者報酬の一環として受け取った「雇主の現実社会負担」、
「雇主の帰属社会負担」に、雇用者本人の「家計の現実社会負担」、
「家計の追加社会負担」を合わせた形で支払が記録される（雇主の社会負担の迂回処理）。なお、年金基金については、同制度の運用費用（年金基金の産出額に相当）を「年金制度の手数料」という控除項目として記録する。

上記の「雇主の現実社会負担」、
「雇主の帰属社会負担」、
「家計の現実社会負担」、
「家計の追加社会負担」の合計から、「年金制度の手数料」を控除した集計値を「純社会負担」という。

ウ 現物社会移転以外の社会給付

「社会給付」は、病気、失業、退職、住宅、教育あるいは家族の経済的境遇のような一定の出来事や状況から生じるニーズに対する備えとなることを意図して、家計に対して支払われる経常移転である。

このうち、所得支出勘定においては、医療や介護に係る保険給付分といった現物の社会給付を除いた部分が「現物社会移転以外の社会給付」として記録される。「現物社会移転以外の社会給付」は、「現金による社会保障給付」、
「その他の社会保険年金給付」、
「その他の社会保険非年金給付」、
「社会扶助給付」からなる。

「現金による社会保障給付」は、一般政府（社会保障基金）の運営する社会保障制度から支払われる社会給付のうち、医療や介護の保険給付分を除いた現金の形で支払

われる給付である。具体的には、国民年金保険や厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合等の公的年金給付、雇用保険給付、児童手当が含まれる。

「その他の社会保険年金給付」は、一般政府の運営する社会保障制度以外の社会保険のうち、雇用関係をベースとする退職後所得保障制度から支払われる現金給付である。具体的には、確定給付型や確定拠出型の企業年金からの給付額とともに、これと同様に発生主義により記録される退職一時金支給額を含む。

「その他の社会保険非年金給付」は、社会保障基金（一般政府）や年金基金（金融機関）といった外部機関を利用せず、また自己で基金を設けることもせず、雇主がその源から雇用者に支払う福祉的な給付である。具体的には、現金主義で記録する（発生主義で記録しない）退職一時金、私的保険への拠出金等を含む。

「社会扶助給付」は、社会保険制度の下で支払われるものではなく、一般政府又は対家計民間非営利団体によって家計に支払われる経常移転である。具体的には、一般政府分には生活保護費、恩給等が含まれ、対家計民間非営利団体には無償の奨学金等が含まれる。

エ その他の経常移転

「その他の経常移転」は、非生命保険取引、一般政府内の経常移転、他に分類されない経常移転からなる。他に分類されない経常移転には、寄付金、負担金、家計間の仕送り・贈与金、罰金が含まれる。

(3) 最終消費支出と貯蓄

「最終消費」とは、各制度単位が財貨・サービスを使い尽くす活動と定義される「消費」のうち、個々の家計あるいは社会全体（コミュニティ）によってそれらの個別的ないし集合的な必要性和欲求を満足させるために費消される財貨・サービスの価額である。

家計、一般政府及び対家計民間非営利団体の支払側に最終消費支出が記録され、全制度部門についてバランス項目として貯蓄が定義される。

(4) 年金受給権の変動調整

「年金受給権の変動調整」とは、社会保険のうち雇用関係をベースとする退職後所得保障制度（発生主義で記録される企業年金や退職一時金）に係る純社会負担と社会給付の差額であり、所得支出勘定において、家計の受取、金融機関の支払にのみ記録される。

よって、同じ年金制度であっても社会保障制度（公的年金制度）に係る負担と給付の差額は本項目には含まれない。

3 制度部門別資本勘定

全ての制度部門の資本勘定が、統合勘定の資本勘定と同様に5つの制度部門別（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）に記録される。

<非金融法人企業>

1 総固定資本形成	6 貯蓄（純）
2 （控除）固定資本減耗	7 資本移転等（純）
3 在庫変動	
4 土地の購入（純）	
5 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

<金融機関>

1 総固定資本形成	6 貯蓄（純）
2 （控除）固定資本減耗	7 資本移転（純）
3 土地の購入（純）	
4 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

<一般政府>

1 総固定資本形成	6 貯蓄（純）
2 （控除）固定資本減耗	7 資本移転（純）
3 在庫変動	
4 土地の購入（純）	
5 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

（注）資本勘定の一般政府には、中央政府及び全国社会保障基金を含む。

<家計（個人企業を含む）>

1 総固定資本形成	6 貯蓄（純）
2 （控除）固定資本減耗	7 資本移転（純）
3 在庫変動	
4 土地の購入（純）	
5 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

<対家計民間非営利団体>

1 総固定資本形成	6 貯蓄（純）
2 （控除）固定資本減耗	7 資本移転（純）
3 土地の購入（純）	
4 純貸出（+）／純借入（-）	
資産の変動	貯蓄・資本移転による正味資産の変動

IV 主要系列表

主要系列表は、経済活動別県内総生産、県民所得及び県民可処分所得の分配、県内総生産（支出側）からなる。

1 経済活動別県内総生産

経済活動別県内総生産は、一定期間内に県内の生産活動によって、新たに創造された付加価値の額を経済活動別に示す。

実質化の方法については、前年価格表示による金額の前年金額に対する変化率を毎年掛け合わせることで数量指数を計算し、これを参照年の名目金額に乗ずることにより実質値を求める連鎖方式を採る。

なお、経済活動別県内総生産の実質値は、産出額の実質値と中間投入額の実質値を計算し、産出額から中間投入額を差し引いて求めるダブル・デフレーションで行う。

またデフレーターは、名目値と実質値の比率から事後的に算出されるインプリシット・デフレーターとして求められる。

<表章形式>

経済活動別県内総生産（名目、実質、デフレーター）

項	目
1	農林水産業
(1)	農業
(2)	林業
(3)	水産業
2	鉱業
3	製造業
(1)	食料品
(2)	繊維製品
(3)	パルプ・紙・紙加工品
(4)	化学
(5)	石油・石炭製品
(6)	窯業・土石製品
(7)	一次金属
(8)	金属製品
(9)	はん用・生産用・業務用機械
(10)	電子部品・デバイス
(11)	電気機械
(12)	情報・通信機器
(13)	輸送用機械
(14)	印刷業
(15)	その他の製造業
4	電気・ガス・水道・廃棄物処理業
(1)	電気業
(2)	ガス・水道・廃棄物処理業
5	建設業
6	卸売・小売業
(1)	卸売業
(2)	小売業
7	運輸・郵便業
8	宿泊・飲食サービス業
9	情報通信業
(1)	通信・放送業

(2) 情報サービス・映像音声文字情報制作業
10 金融・保険業
11 不動産業
(1) 住宅賃貸業
(2) その他の不動産業
12 専門・科学技術，業務支援サービス業
13 公務
14 教育
15 保健衛生・社会事業
16 その他のサービス
17 小計 (1+2+3+4+5+6+7+8+9+10+11+12+13+14+15+16)
18 輸入品に課される税・関税
19 (控除) 総資本形成に係る消費税
20 県内総生産 (17+18-19)

- (注) 1 以上で示した分類は2015年(平成27年)基準における経済活動別分類である。
2 実質では、21に開差 {20-(17+18-19)} を表章する。

(1) 県内総生産

県内総生産(粗付加価値)は、産出額から中間投入を控除したものであり、雇用者報酬、営業余剰・混合所得、固定資本減耗、生産・輸入品に課される税(控除)補助金からなる。

本社機能などのサービスの産出は、この本社に管理される事業所に配分されるものとする。この際、工場などの事業所と本社が異なる県に存在する場合は、本社サービスが県外から移入され、工場などにおいて中間投入されるものとする。

県内総生産に県外からの雇用者報酬及び域外からの財産所得の受取(純)を加えると、市場価格表示の県民総所得が得られる。

なお、金融業の産出額は、間接的に計測される金融仲介サービス(FISIM)を含むものとして記録することとしている。

(2) 輸入品に課される税・関税

輸入品に課される税・関税は、関税、輸入品商品税からなるが、輸入する事業所の県に記録する。JSNAに準じ、経済活動別には配分しない。

(3) 総資本形成に係る消費税

財貨・サービスの出荷額、産出額は、消費税等の生産に課される税を含む生産者価格で記録し、これをベースに推計した総資本形成には、消費税が含まれているという意味で「グロス」ベースで記録する。一方で、税法上、課税事業者の資本形成に係る消費税分は、他の仕入れに係る消費税とともに、当該事業者が消費税を納入する時点で納税額から控除できる(仕入税額控除)。総資本形成(総固定資本形成、在庫変動)については、この控除分を「総資本形成に係る消費税」として除いた金額を記録する(修正グロス方式)。生産側から県内総生産を計測する際も、この総資本形成に係る消費税分について控除する必要があるが、経済活動別には分割が困難であるため、一括して控除処理を行っている。

2 県民所得及び県民可処分所得の分配

県民所得及び県民可処分所得の分配は、居住者が一定期間に携わった生産活動によって得た純付加価値額及び財産所得（第1次所得）を制度部門別に分配した上で、経常移転（純）を加えて制度部門別の可処分所得を記録する。

財産所得は、非企業部門については、受取及び支払が記録される。企業部門については、所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受取（純）（＝受取－支払）を加えた企業所得が示される。

以上の財産所得と企業所得に雇用者報酬を加えた合計額が要素費用表示の県民所得である。これに生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）が加算されて第1次所得バランスの県民所得となり、更に経常移転の受取（純）が加えられて県民可処分所得となる。

<表章形式>

県民所得及び県民可処分所得の分配

項	目
1	雇用者報酬
	(1) 賃金・俸給
	(2) 雇主の社会負担
	a 雇主の現実社会負担
	b 雇主の帰属社会負担
2	財産所得（非企業部門）
	a 受取
	b 支払
	(1) 一般政府（地方政府等）
	a 受取
	b 支払
	(2) 家計
	① 利子
	a 受取
	b 支払（消費者負債利子）
	② 配当（受取）
	③ その他の投資所得（受取）
	④ 賃貸料（受取）
	(3) 対家計民間非営利団体
	a 受取
	b 支払
3	企業所得
	(1) 民間法人企業
	a 非金融法人企業
	b 金融機関
	(2) 公的企業
	a 非金融法人企業
	b 金融機関
	(3) 個人企業
	a 農林水産業
	b その他の産業（非農林水産・非金融）
	c 持ち家
4	県民所得（要素費用表示）（1 + 2 + 3）
5	生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）
	(1) 生産・輸入品に課される税
	(2) （控除）補助金

6 県民所得（第1次所得バランス）（4 + 5）
7 経常移転の受取（純）
(1) 非金融法人企業及び金融機関
(2) 一般政府（地方政府等）
(3) 家計（個人企業を含む）
(4) 対家計民間非営利団体
8 県民可処分所得（6 + 7）
(1) 非金融法人企業及び金融機関
(2) 一般政府（地方政府等）
(3) 家計（個人企業を含む）
(4) 対家計民間非営利団体
（参考）県民総所得（市場価格表示）

- (注) 1 県民総所得（市場価格表示）＝ 県民所得（要素費用表示）＋ 固定資本減耗
 ＋ 生産・輸入品に課される税（控除）補助金
 （中央政府， 地方政府）
- 2 企業所得は，営業余剰・混合所得に財産所得の受取を加え，財産所得の支払
 を控除したもの。
- 3 「地方政府等」は，地方政府と地方社会保障基金である。
- 4 「市場価格表示」とは，市場で取引される価格による評価方法であり，市場
 における財貨・サービスの取引に係る要素全般で構成する価格構造を反映した
 表示である。

(1) 県民所得（要素費用表示）

「県民所得（要素費用表示）」とは「要素費用表示の県民純所得」の意味であり，要
 素所得（＝県内ベースの雇用者報酬＋営業余剰・混合所得）＋域外からの要素所得の受
 取（純）と等しくなる。通常，県民所得という場合はこれを指す。

ア 財産所得（非企業部門）

「財産所得（非企業部門）」では，所得支出勘定の地方政府等，家計，対家計民間
 非営利団体の制度部門の財産所得を表章する。

イ 企業所得

「企業所得」は，所得支出勘定の営業余剰・混合所得に財産所得の受払の差額，す
 なわち財産所得の受取（純）を加えたものを，「a 民間法人企業」，「b 公的企
 業」，「c 個人企業」の3部門別に所得支出勘定から組み替えて記録する。

なお，制度部門別所得支出勘定で家計に記録される財産所得については，個人企業
 に発生することが明らかなものは「企業所得」に含め，個人企業と非個人企業との分
 割ができない受取利子などについては，「財産所得（非企業部門）」に記録する。

(2) 生産・輸入品に課される税（控除）補助金（地方政府）

地方政府分の生産・輸入品に課される税から補助金を控除した額を記録する。

(3) 県民所得（第1次所得バランス）

「県民所得（第1次所得バランス）」は，県民所得（要素費用表示）に生産・輸入品
 に課される税（控除）補助金（地方政府）を加えたものである。

(4) 経常移転の受取（純）

「経常移転」は，①非金融法人企業及び金融機関，②一般政府，③家計（個人企業を
 含む），④対家計民間非営利団体に分けて表章し，制度部門別所得支出勘定の受払の差
 額を記録する。

(5) 県民可処分所得

「県民可処分所得」は県民所得（第1次所得バランス）に経常移転（純）を加えたものであり、統合勘定の「県民可処分所得と使用勘定」の受取項目の合計値と一致する。

(6) 県民総所得（市場価格表示）

「県民総所得（市場価格表示）」は、県民所得（要素費用表示）に固定資本減耗と生産・輸入品に課される税（控除）補助金（中央政府，地方政府）を加えたものである。

3 県内総生産（支出側）

県内総生産は、最終生産物に対する支出の面でも把握することができる。次の表では、JSNAに準じ、最終消費支出、総資本形成、財貨・サービスの移出（入）が、種類別、支出主体別等の細目とともに表章される。統計上の不突合は、財貨・サービスの移出（入）とともに示される。

実質値は、生産側と同じく、連鎖方式による。

<表章形式>

県内総生産（支出側）（名目、実質、デフレーター）

項	目
1	民間最終消費支出
(1)	家計最終消費支出
a	食料・非アルコール
b	アルコール飲料・たばこ
c	被服・履物
d	住宅・電気・ガス・水道
e	家具・家庭用機器・家事サービス
f	保健・医療
g	交通
h	情報・通信
i	娯楽・スポーツ・文化
j	教育サービス
k	外食・宿泊サービス
l	保険・金融サービス
m	個別ケア・社会保護・その他
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">{</div> <div style="text-align: left;"> (再掲) 家計最終消費支出（除く持ち家の帰属家賃） 持ち家の帰属家賃 </div> <div style="font-size: 3em; margin-left: 10px;">}</div> </div>
(2)	対家計民間非営利団体最終消費支出
2	地方政府等最終消費支出
3	県内総資本形成
(1)	総固定資本形成
a	民間
(a)	住宅
(b)	企業設備
b	公的
(a)	住宅
(b)	企業設備
(c)	一般政府（中央政府等・地方政府等）
(2)	在庫変動
a	民間企業
b	公的（公的企業・一般政府）
4	財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合
(1)	財貨・サービスの移出入（純）
(2)	統計上の不突合
5	県内総生産（支出側）（1 + 2 + 3 + 4）
	（参考）域外からの要素所得（純）
	県民総所得（市場価格表示）

- (注) 1 実質では、4は開差を含め、「財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合・開差」と表章し、（再掲）及び（参考）は表章しない。
- 2 「中央政府等」は、中央政府と全国社会保障基金である。
- 3 「地方政府等」は、地方政府と地方社会保障基金である。

(1) 民間最終消費支出

「民間最終消費支出」は、家計最終消費支出と対家計民間非営利団体最終消費支出の合計である。

ア 家計最終消費支出

「家計最終消費支出」は、居住者である家計（個人企業を除く）の消費財及びサービスに対する支出である。居住用の固定資産に対する支出は総固定資本形成であり、最終消費支出には含まれない。住居にその所有者が住む場合には、住居が産出する居住サービスは、その所有者の産出であると同時に、最終消費支出として記録する（持ち家の帰属家賃）。

イ 対家計民間非営利団体最終消費支出

「対家計民間非営利団体最終消費支出」は、対家計民間非営利団体の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資産減耗＋生産・輸入品に課される税）から財貨・サービスの販売と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を控除したものである。

(2) 地方政府等最終消費支出

地方政府等の産出額（中間投入＋雇用者報酬＋固定資産減耗＋生産・輸入品に課される税）から、他部門に販売した額（財貨・サービスの販売、例えば、公立学校の授業料）と自己勘定による総固定資本形成（研究・開発）を差し引いたものに、現物社会移転（市場産出の購入）（社会保障による医療費・介護費の給付等）を加えたものを「地方政府等最終消費支出」として記録する。

(3) 県内総資本形成

法人企業、一般政府、対家計民間非営利団体、家計（個人企業を含む。）の支出（購入及び自己生産物の使用）のうち中間消費及び非生産資産の購入とならないものであり、総固定資本形成と在庫変動からなる。

ア 総固定資本形成

「総固定資本形成」は、有形又は無形の資産の取得であり、①住宅、②その他の建物・構築物、③機械・設備、④育成生物資源（種畜、乳牛、果樹等）、⑤知的財産生産物（研究・開発、コンピュータ・ソフトウェア等）を含む。なお、「防衛装備品」については、基礎データの制約等から県別には実際の計測は困難であるため推計しない。

イ 在庫変動

在庫変動は、企業及び一般政府が所有する原材料、仕掛品、製品、流通品等の棚卸資産のある一定期間における数量の変動を、その期間の市場価格で評価したものである。

(4) 財貨・サービスの移出入（純）・統計上の不突合

ア 財貨・サービスの移出入（純）

財貨・サービスの海外及び域外との取引と直接購入から構成される。このうち直接購入とは、居住者（非居住者）による域外（内）での直接購入（域外での消費）であ

る。

イ 統計上の不突合

県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）は、概念上一致すべきものであるが、推計上の接近方法が異なっているため、推計値に乖離が生じることがある。この乖離を統計上の不突合といい、勘定体系の整合性を確保するために表章する。

(5) 域外からの要素所得（純）

生産要素に対して支払われる雇用者報酬や資産の貸借による財産所得に係る域外との受払である。県民所得から県内純生産を差し引いて求める。

(6) 県民総所得（市場価格表示）

県内総生産（支出側）に域外からの要素所得（純）を加算して、県民ベースの総所得が求められる。

V 付 表

付表は、県民経済計算における主要な項目について、更に詳細な内訳を示すものである。

1 経済活動別県内総生産及び要素所得

経済活動別に県内総生産の1次分配が示される。経済活動別県内総生産から固定資本減耗を控除して生産者価格表示の県内純生産が、更に、生産・輸入品に課される税（控除）補助金を控除して県内要素所得が得られる。県内要素所得は、雇用者報酬と営業余剰・混合所得に分配される。

経済活動の種類	産 出 額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
	①		②
1 農林水産業			
2 鉱業			
3 製造業			
(1) 食料品			
(2) 繊維製品			
(3) パルプ・紙・紙加工品			
(4) 化学			
(5) 石油・石炭製品			
(6) 窯業・土石製品			
(7) 一次金属			
(8) 金属製品			
(9) はん用・生産用・業務用機械			
(10) 電子部品・デバイス			
(11) 電気機械			
(12) 情報・通信機器			
(13) 輸送用機械			
(14) その他の製造業			
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業			
5 建設業			
6 卸売・小売業			
7 運輸・郵便業			
8 宿泊・飲食サービス業			
9 情報通信業			
10 金融・保険業			
11 不動産業			
12 専門・科学技術，業務支援サービス業			
13 公務			
14 教育			
15 保健衛生・社会事業			
16 その他のサービス			
小 計			
輸入品に課される税・関税 (控除) 総資本形成に係る消費税			
合 計			
(再掲) 市場生産者 一般政府 対家計民間非営利団体			
小 計			

固定資本減耗	県内純生産 (生産者価格表示)	生産・輸入品に課される税(控除)補助金	県内要素所得	県内雇用者報酬	営業余剰・混合所得
④	⑤ = ③ - ④	⑥	⑦ = ⑤ - ⑥	⑧	⑨ = ⑦ - ⑧

※1 製造業の内訳（中分類ベース）の特掲を行う。ただし、製造業の内訳については付表の項目①～⑨（表頭）のうち、①～③のみ公表を行うこととし、④～⑨についてはデータの制約などから公表を行わない。

※2 以上で示した分類は、2015年（平成27年）基準における経済活動分類である。

2 経済活動別の就業者数及び雇用者数

経済活動別県内総生産及び要素所得との関連において、経済活動別の労働力の投入量が就業者数、雇用者数により示される。就業者は、雇用者、個人業主と無給の家族従業者からなる。2か所の事業所に雇用される者については、2人と数えるため、国勢調査等の調査から得られる計数より就業者総数は大きくなっている。また、パート等の労働者についても、正規の職員と同様に1人としている。

項 目	県内(就業地)ベース		県民(常住地)ベース	
	就業者数	雇用者数	就業者数	雇用者数
経済活動別				
1 農林水産業				
2 鉱業				
3 製造業				
4 電気・ガス・水道・廃棄物処理業				
5 建設業				
6 卸売・小売業				
7 運輸・郵便業				
8 宿泊・飲食サービス業				
9 情報通信業				
10 金融・保険業				
11 不動産業				
12 専門・科学技術、業務支援サービス業				
13 公務				
14 教育				
15 保健衛生・社会事業				
16 その他のサービス				
合 計				

※ 2つ以上の仕事に従事し、かつ事業所も異なる場合は、それぞれ1人と数えるため、1人の仕事を主なもの1つに限っている国勢調査の数値とは一致しない。